

## 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針の改定内容一覧

項 目	改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
はじめに 本文	<p>県教育委員会では、これまで高等学校を取り巻く環境の変化に対応するため県立高等学校教育改革に取り組んできたところです。</p> <p>具体的には、「青森県高等学校教育改革推進検討会議」から平成11年2月に提出された報告を踏まえ、県立高等学校教育改革第1次実施計画（平成12～16年度）及び第2次実施計画（平成17～20年度）を策定し、生徒の多様な進路志望等に対応してきました。また、「高等学校グランドデザイン会議」から平成19年10月に提出された答申を踏まえ、第3次実施計画（平成21～29年度）を策定し、社会の変化や中学校卒業予定者数の減少等に対応するとともに、生徒一人一人が夢を育み、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう、取り組んでいるところです。</p> <p>このような中、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化により、これからの時代に求められる力が変容し、併せて、本県における生徒数の更なる減少が見込まれており、これらの背景を踏まえながら、「青森県基本計画未来を変える挑戦」（平成25年12月策定）、「青森県教育振興基本計画」（平成26年1月策定）等に基づき、未来を担う子どもたちの夢や志の実現に向けた各種取組を総合的に推進する必要があります。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p><u>県教育委員会では、これまで高等学校教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、生徒一人一人が夢を育み進路実現に向けた教育を受けることができるよう、県立高等学校教育改革を推進し、学校・学科の充実を図るとともに、計画的な学校規模・配置等による教育環境の整備に取り組んできました。</u></p> <p><u>このような中、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化により、これからの時代に求められる力が変容し、併せて、本県における生徒数の更なる減少に対応する必要があることから、改めて、平成26年6月、「青森県立高等学校将来構想検討会議」を設置し、平成28年1月に答申を受けました。この答申を踏まえ、平成28年8月に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針、平成29年7月に青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（平成30～令和4年度）を策定し具体的な取組を進めているところです。</u></p> <p><u>令和3年度に予定している青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（令和5～9年度）の策定に当たっては、これまでの高等学校教育改革の取組状況を検証するとともに、高等学校教育を取り巻く環境の変化にも対応する必要があります。</u></p>	<p>※これまでの高等学校教育改革への取組状況や今回の基本方針改定に係る経緯について説明するため、記載内容を修正する。</p>

項 目	改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
はじめに			
本文	<p>このことから、平成30年度以降の県立高等学校の在り方について検討するため、平成26年6月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校将来構想検討会議」を設置し、約1年半にわたる審議を経て、平成28年1月に「青森県立高等学校将来構想について」の答申を受けました。</p> <p>この答申を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境について検討を重ね、平成28年5月11日に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を公表しました。</p> <p>基本方針（案）については、5月12日から6月10日までの30日間パブリック・コメントを実施するとともに、県民の皆様へ直接御説明した上で御意見を伺う機会として地区懇談会を開催するなど、多くの御意見等をいただきながら検討を重ね、基本方針として取りまとめました。</p> <p>今後は、本基本方針を踏まえるとともに、引き続きより多くの御意見をいただきながら、本県の未来をつくる人財を育成するための高等学校教育を推進してまいりますので、県民の皆様へ御理解と御協力をお願いいたします。</p>	<p><u>このことから、令和2年3月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針検証会議」を設置し、同年5月に検証結果に関する報告書を提出いただきました。この報告書を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちの教育環境について検討し、このたび、第2期実施計画の策定・推進に向けた基本的な考え方を示すものとして、基本方針の改定案を公表しました。</u></p> <p><u>基本方針の改定に当たっては、県民の皆様へ直接御説明した上で御意見を伺う機会として地区懇談会を開催するとともに、パブリック・コメントを実施するなど、より多くの御意見等をいただきながら検討を重ねてまいりますので、御協力をお願いいたします。</u></p>	

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第1	計画策定の趣旨			
P1	1 背景			
	本文	<p>○ このような中、国において、<u>高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革等が進められるとともに、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられる</u>など、高等学校教育を巡る環境は変化しており、これらの変化に適切に対応することが改めて求められています。</p> <p>○ 一方、中学校卒業生数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人であったものが、平成29年3月には<u>12,352</u>人に減少し、さらに平成39年3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。このような生徒数の減少に伴う更なる学校規模の縮小により、現在行われている活力ある教育活動の維持が難しくなることが懸念されます。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○ このような中、国において、<u>平成29年度の高等学校学習指導要領改訂に加え、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられる</u>など、高等学校教育を巡る環境は変化しており、これらの変化に適切に対応することが改めて求められています。</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 一方、中学校卒業生数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人であったものが、平成29年3月には<u>12,357</u>人に減少し、さらに<u>令和9年</u>3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。このような生徒数の減少に伴う更なる学校規模の縮小により、現在行われている活力ある教育活動の維持が難しくなることが懸念されます。</p>	<p>※高等学校学習指導要領の改訂や国における制度改正等を踏まえ、記載内容を修正する。</p> <p>※平成29年3月中学校卒業生数の実績値へ記載内容を修正する。</p>
	図表	<p>《中学校卒業（予定）者数と県立全日制高等学校数の推移》</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>《中学校卒業（予定）者数と県立全日制高等学校数の推移》</p>	<p>※令和元年5月1日現在の推計値へ記載内容を修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第1	計画策定の趣旨			
P2	2 本県の未来を担う人財の育成			
	前文	<p>社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、「<u>青森県基本計画未来を変える挑戦</u>」等に基づき、本県の生徒一人一人に、これからの時代に求められる力を育みます。</p> <p>また、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしながら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財の育成に取り組みます。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、「<u>青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦</u>」等に基づき、本県の生徒一人一人に、これからの時代に求められる力を育みます。</p> <p>また、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしながら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財の育成に取り組みます。</p>	<p>※「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の策定（平成30年12月）を踏まえ、記載内容を修正する。</p>
P4	4 計画の構成			
	(1) 基本方針		<p><b>【追加】</b></p> <p>○ <u>なお、改定後の基本方針については、令和5年度以降を計画期間とする実施計画の策定・推進に向けた考え方を示します。</u></p>	<p>※改定後の基本方針が令和5年度以降を計画期間とする第2期実施計画の策定・推進に向けた考え方を示すものであることを明確にするため、記載を追加する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第2	学校・学科の充実			
P5	1 全日制課程の方向性 (1) 各高等学校における教育環境の充実	<p>ア 全ての高等学校に共通して求められる教育環境</p> <p>○ 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要になっています。</p> <p>このため、生徒数が減少していく中であっても、全ての高等学校において、<u>基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備します。</u></p>	<p>ア 全ての高等学校に共通して求められる教育環境</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要になっています。</p> <p>このため、生徒数が減少していく中であっても、全ての高等学校において、<u>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開しながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備します。</u></p>	<p>※高等学校学習指導要領の改訂を踏まえ、記載内容を修正する。</p>
P6	イ 普通科等の重点校・職業教育を主とする専門学科の拠点校 (イ) 職業教育を主とする専門学科の拠点校	<p>イ 普通科等の重点校・職業教育を主とする専門学科の拠点校</p> <p>(イ) 職業教育を主とする専門学科の拠点校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業科の拠点校においては、普通科、総合学科等を含めた県全体の商業教育の拠点として、商業の学習分野であるマーケティング、<u>ビジネス経済</u>、会計、ビジネス情報の4分野に関する科目を幅広く学習できる環境を整備します。</li> </ul>	<p>イ 普通科等の重点校・職業教育を主とする専門学科の拠点校</p> <p>(イ) 職業教育を主とする専門学科の拠点校</p> <p><b>【修正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業科の拠点校においては、普通科、総合学科等を含めた県全体の商業教育の拠点として、商業の学習分野であるマーケティング、<u>マネジメント</u>、会計、ビジネス情報の4分野に関する科目を幅広く学習できる環境を整備します。</li> </ul>	

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第2	学校・学科の充実			
P6	1 全日制課程の方向性			
	(2) 各学科の充実	<p>ア 普通科等</p> <p>○ 理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応してきましたが、それぞれの学科が設置された当時とは高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直します。</p>	<p>ア 普通科等</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 理数、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応してきましたが、それぞれの学科が設置された当時とは高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直します。</p>	<p>※第1期実施計画に基づき、英語科については、令和元年度に普通科へ改編したため、記載内容を修正する。</p> <p>■ 三沢高校：英語科 →令和元年度に普通科へ改編</p> <p>■ 田名部高校：英語科 →令和元年度に普通科へ改編</p>
P7	(3) 多様な教育制度の充実	<p>ア 中高一貫教育</p> <p><u>(連携型中高一貫教育)</u></p> <p>○ <u>現在実施している連携型中高一貫教育については、連携中学校の生徒数減少により連携高等学校への入学者数が減少し、連携が難しくなっていること等を踏まえ、今後の在り方について検討します。</u></p> <p><u>(併設型中高一貫教育等)</u></p> <p>○ 現在実施している併設型中高一貫教育については、生徒一人一人の資質・能力を伸ばし、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ります。</p> <p>○ <u>併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討します。</u></p>	<p>ア 中高一貫教育</p> <p><b>【削除】</b></p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 現在実施している併設型中高一貫教育については、生徒一人一人の資質・能力を伸ばし、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ります。</p> <p>○ <b>中高一貫教育校</b>の新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討します。</p>	<p>※現在、田子高校と田子中学校の間で実施している連携型中高一貫教育については、田子高校の閉校（令和4年3月予定）に伴い終了するため、記載内容を削除・修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第2	学校・学科の充実			
P8	2 定時制課程・通信制課程の方向性			
	(2) 各課程の充実	<p>ア 定時制課程</p> <p>○ 定時制課程においては、生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備するなど、教育環境の充実を図ります。</p> <p><u>工業科については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。</u></p> <p>イ 通信制課程</p> <p>○ 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度やICTを活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。</p>	<p>ア 定時制課程</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 定時制課程においては、生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備するなど、教育環境の充実を図ります。</p> <p>イ 通信制課程</p> <p><b>【修正】</b></p> <p>○ 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度の<b>拡充</b>やICTを活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。</p>	<p>※第1期実施計画に基づき、定時制課程の工業科については、令和3年度に募集停止とするため、記載内容を修正する。</p> <p>■ 青森工業高校：工業技術科 →令和3年度募集停止</p> <p>■ 弘前工業高校：工業技術科 →令和3年度募集停止</p> <p>■ 八戸工業高校：工業技術科 →令和3年度募集停止</p> <p>※北斗高校の通信制課程において、後期入学制度を導入済み（平成30年10月）であり、今後、他の通信制課程への拡充について検討するため、記載内容を修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第3	学校規模・配置の方向性			
P11	3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性  (1) 計画的な学校配置	<p>ア 全日制課程 (イ) 地域校への対応</p> <p>(2学級規模の地域校)</p> <p>○ 本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とします。</p> <p>(1学級規模の地域校)</p> <p>○ 第3次実施計画【後期】(平成26～29年度)以前に校舎制に移行した高等学校を地域校とする場合は、引き続き、校舎制導入校とします。</p> <p>○ 第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高等学校を地域校とする場合は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。</p>	<p>ア 全日制課程 (イ) 地域校への対応 <b>【修正】</b></p> <p>(2学級規模の地域校)</p> <p>○ 本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として<b>翌年度</b>に1学級規模とします。</p> <p>(1学級規模の地域校) <b>【削除】</b></p> <p><b>【削除】</b></p>	<p>※学級減を実施する年度を示し、中学生が見通しを持って進路選択できるよう、記載内容を修正する。</p> <p>※第3次実施計画【後期】以前に校舎制に移行した高等学校及び第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高等学校のうち、地域校については、それぞれ校舎制導入校及び本校として配置済みであるため、記載内容を削除する。</p> <p>■第3次実施計画【後期】以前に校舎制に移行した地域校 →青森北高校今別校舎、木造高校深浦校舎が該当</p> <p>■第3次実施計画【後期】により1学級規模とした地域校 →中里高校、田子高校が該当</p>



項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第3	学校規模・配置の方向性			
P12	3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性 (1) 計画的な学校配置	<p>○ 1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。</p> <p>【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】 募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合</p> <p>なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>○ 1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。</p> <p>【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】 募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合</p> <p>なお、協議の際には、<b>基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし</b>、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。</p>	<p>※募集停止を実施する年度を示し、中学生が見通しを持って進路選択できるよう、記載内容を修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第3	学校規模・配置の方向性			
P12	3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性			
	(2) 計画的な学校配置に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な学校配置に当たっては、地域の実情を踏まえる必要があることから、市町村やPTA関係者等により組織する地区意見交換会(仮称)を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。</li> <li>○ また、計画的な統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会(仮称)を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討します。</li> </ul>	<p><b>【修正】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画的な学校配置に当たっては、地域の実情を踏まえる必要があることから、市町村やPTA関係者等により組織する地区意見交換会を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。</li> <li>○ また、計画的な統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討します。</li> </ul>	<p>※基本方針の記載に基づき、それぞれ「地区意見交換会」、「開設準備委員会」として開催及び設置してきたため、記載内容を修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第 4	魅力ある高等学校づくり			
P13	1 学校・家庭・地域等との連携の推進	<p>(特別支援学校との連携)</p> <p>○ 各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進します。</p> <p>また、国における制度改正を<u>注視</u>し、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>(特別支援学校との連携)</p> <p>○ 各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進します。</p> <p>また、国における制度改正を<u>踏まえ、通級による指導等を推進</u>し、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。</p>	<p>※高等学校における通級による指導が制度化(平成28年12月)され、本県においても北斗高校(平成30年4月)及び八戸中央高校(令和2年4月)で導入済みである状況を踏まえ、記載内容を修正する。</p>
P14		<p>(家庭・地域等との連携)</p> <p>○ 生徒が地域への愛着や誇りを持つことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった学びや育ちの支援に取り組みます。</p> <p>特に、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めます。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>(家庭・地域等との連携)</p> <p>○ 生徒が地域への愛着や誇りを持つ<u>など、これからの時代に求められる力を身に付ける</u>ことができるよう、学校・家庭・地域が<u>目標を共有</u>し、一体となった学びや育ちの支援に取り組みます。</p> <p>特に、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めます。</p>	<p>※平成29年度の法改正により、学校運営協議会設置の努力義務化や、地域学校協働活動に係る規定整備がなされ、全国的に地域と学校の連携・協働が推進されている現状を踏まえ、記載内容を修正する。</p>
P14	2 教育活動の充実に向けた取組	<p>(ICTの活用による教育活動の充実)</p> <p>○ 今後とも、高等学校教育の質の確保・向上に向け、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等に応じた教科・科目を開設できるよう、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。</p>	<p><b>【修正】</b></p> <p>(ICTの活用による教育活動の充実)</p> <p>○ 今後とも、<u>生徒の情報活用能力の育成や授業の質の向上等に向け、高等学校のICT環境の整備を進め</u>、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。</p>	<p>※高等学校学習指導要領の改訂や令和元年度の法律の施行により学校教育の情報化を推進すること等を踏まえ、記載内容を修正する。</p>

項 目		改定前の内容	改定後の内容	改定の理由
第4	魅力ある高等学校づくり			
P14	2 教育活動の充実に向けた取組		<p><b>【追加】</b>  <u>(全国からの生徒募集)</u>  ○ <u>各高等学校においてより充実した教育環境の実現を図るため、全国からの生徒募集の導入について、地域の協力状況等を踏まえ検討します。</u></p>	<p>※全国からの生徒募集を導入している都道府県が近年増加し、生徒にとってより充実した教育環境の実現が図られた好事例があることを踏まえ、本県への導入について検討するため、記載を追加する。</p>
第5	県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進			
P15	1 実施計画策定に向けた取組	<p>○ 実施計画の策定に当たっては、前述の地区意見交換会(仮称)において、あらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について意見を伺った上で実施計画案を公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。</p>	<p><b>【修正】</b>  ○ 実施計画の策定に当たっては、前述の地区意見交換会において、あらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について意見を伺った上で実施計画案を公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。</p>	<p>※基本方針の記載に基づき、「地区意見交換会」として開催してきたため、記載内容を修正する。</p>